

射水市議会議員 澤村 理 (社民党) 議会活動報告



沢村おさむ通信

豊饒の射水

日頃のご支援に心から感謝申し上げます。

去る2月28日から3月17日までの間、市議会3月定例会が開催されました。その中で、私は一般質問及び予算特別委員会で質疑を行いました。その概要をご報告いたします。

一般質問

【質問1】県が実施した津波シミュレーション調査の結果について

先月14日に富山県防災会議の地震対策部会が開催され、新たな津波シミュレーション調査の結果と県地域防災計画の改定案が審議された。前回のシミュレーションとどのような違いがあるのか、射水市ではどのような被害が想定されるのか、市民の皆さんにわかりやすくご説明をいただきたい。

【市答弁】 今回の津波シミュレーション調査は、2014年8月に国から日本海における新たな断層モデルが公表されたことを受け、富山県が「呉羽山断層帯」、「富山湾西側断層」、「糸魚川沖断層」による地震で発生する最大クラスの津波を想定し、その被害を予測されたものである。調査結果では、富山県で発生する津波は、太平洋側の海溝型地震が引き起こす津波と比べて、範囲は狭く、高さは低く、継続時間は短くなる傾向にあるとされる。3つの断層による津波の浸水域を重ね合わせた「富山県津波浸水想定図」では、本市に到達する津波の高さは、海老江の沖合30mの地点が最も高く、4.2mとなるが、陸上への浸水深は、東部の浜辺で2mを超える箇所もあるものの、海に面した地点では1mから2m、その他の浸水域では

概ね1m未満となっている。また、3つの津波を重ね合わせた浸水域は、5.4km²となるが、本市ハザードマップで示している「避難が必要な地区」の中に概ね収まっており、見直しは必要ではあるが、これまでの避難方針を踏襲できるものと考えている。なお、木造建物の被害は、「糸魚川断層」による津波が405棟と最も大きく、人的被害は、「呉羽山断層帯」の9人が最多となる推計結果である。

県では、2017年度中に「津波災害警戒区域」を指定するとともに警戒避難体制の整備や防災意識の啓発に努めることとしている。本市も、県が示す津波対策と整合性をとりながら取り組んでいく。

【問2】介護予防・日常生活支援総合事業について

介護保険法の改正に伴い、介護度一・要支援1、2認定者に対するサービスが介護保険から切り離され、2014年から3年をかけて、市町村が主体となって実施する介護予防・日常生活支援総合事業へと切り替わることとなった。本市においても着々と準備を進めていることと思うが、利用者やサービスを提供する事業所にとって最も気になるところは、利用者負担率あるいは報酬単価がどう変わるのかということではないか。



利用者負担率については、一定以上の所得がある方が3割負担になるなどの一部報道があったり、この間、デイサービスの報酬単価が引き下げられたりしてきているので、これらの動向も含めて介護保険制度の改正の動向と利用者負担割合等について問う。

また、この総合事業では「住民型サービス」が設定され、本市においては、現在6団体が「住民型サービス」のモデル事業を実施しているとのことである。2017年度以降、全地域で展開されるよう早期の事業着手を促進するということであるが、「いわゆる「強制」なのか?」、「地区によって人口規模が違うのに、全地区一律の助成・人的配置なのか?」、「利用者負担が発生するのか?」などの市民の皆さんの疑問の声を聞いているので、「住民型サービス」の今後の在り方や展望についても併せて問う。

【答】介護保険制度については、世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、今国会に介護保険法の改正案が提出されている。主な改正内容は2項目あり、1点目は2018年8月から利用者負担割合を見直すもので、年金収入等が340万円以上の特に所得の高い層の方については、負担割合を現行の2割から3割に引き上げるものである。なお、国においては、この対象者を高齢者全体の約3%と見込んでいる。2点目は、このほか高額介護サービス費の一般区分の月額負担上限額を見直すもので、2017年8月以降37,200円から44,400円に引き上げようとするものである。総合事業における利用者の負担割合については、介護保険制度と同じ所得基準等を用いることから、1割負担もしくは2割負担としている。また、利用者の負担額については、現在の基準に基づき従前どおりのサービスを提供する『現行型』では、現在と同額程度の負担となる。また、従前よ

りも緩和した基準のサービスを提供する『緩和型』では、報酬単価を現行型の8割に設定しているため、おおむね2割程度、負担が減少する。なお、前述したとおりに介護保険制度の改正が行われれば、総合事業についても制度等の整合性の観点から3割の負担割合の導入と高額介護サービス費の月額負担上限額の適用を図りたいと考えている。

また、昨年10月から射水市地域支え合いネットワークモデル事業により地域住民とともに地域の支え合い体制づくりに取り組んでいる。このモデル事業は、既存の行政手法にとらわれず、住民を主体として、住民同士の支え合いの中で、地域の実情に応じた多様なサービスを創出することを目指している。したがって、構成人口の違いや高齢化率の違い等はあるものの地域振興会圏域を単位として、地域の特性を活かしながら実施形態や利用者負担なども含めて、地域の協議の中で決定し、地域のボランティアの力で実施していくことを想定している。市では、活動時の関係者間の連絡調整を行うコーディネーターの人件費や支え合い活動の運営経費等は、補助金という形で財政的に支援することとしている。また、出前講座での趣旨普及及び情報提供並びにモデル事業実施地域の活動報告会を開催するなどの様々な支援に努めていく。

【問3】国民健康保険の県単位化について

国保の県単位化が約一年後に迫っているが、協議の進捗状況や運営方針の概要について問う。

【答】2018年度の県単位化に向けて、現在、県及び各市町村並びに国保連合会で構成する富山県国保運営方針等連携会議を設置して、円滑な実施及び財政の安定的な運営を図るため、鋭意協議、検討を行っ

ている。その内容は、国民健康保険の医療費や財政の見通しなどの運営方針の策定や、国民健康保険事業の事務の統一化、さらには、各市町村が保険税率を決定する際に参考となる標準保険料率等についてである。そのうち運営方針については、2018年度からの各市町村の保険税率について、県は、市町村ごとに異なる保険税を統一するには、解決すべき課題が多く、すぐには統一しない方向性を示している。また、少しでも現行の各市町村の保険税率の水準に近づけることを目指し、国保財政の安定的な運営を第一に、新制度への移行を進めるとしている。

2018年度からの各市町村の保険税率は、県が市町村ごとの医療費や所得の水準を考慮して、算定の後、示される標準保険料率を参考に定めることになる。現時点では、国から都道府県に対して、基準となる数値が示されていないことから、保険税率の試算が困難であり、保険税率決定のスケジュールを勘案すると、大きな課題となっている。連携会議の中でも、この基準となる数値をできる限り、早期に提示されることが求められている。県内各市町村のひとり当たりの保険税額は、2014年度において、最も高いところでは約109千円、最も低いところでは約78千円である。本市は約85千円で低いところであり、県単位化後もできる限り、この水準を保てるよう、国や県に働きかけている。なお、県単位化に伴い、仮に、この水準が急激に増加した場合、少しでも現行の水準に近づけるよう、県は激変緩和措置を講ずるとしている。現時点におけるその方法として、一つには、県単位化に伴い、国から配分される「特例基金」の活用、二つには、県の一般会計繰入金の活用が考えられるが、具体的な手順や方法は今後、連携会議の中で協議していく予

定である。また、県単位化にあわせて、本市の国民健康保険事業の財政運営において、財政調整基金からの繰入れに依存せず、単年度の収支均衡を図ることも検討すべき事案項目であると認識している。本市の保険税率の方向性については、これらのことを踏まえながら検討していくこととなる。いずれにしても、県単位化に向けて、保険税率については、その方向性が早くお示しできるよう、国や県に働きかけをして、適時適切に議会及び市民の皆様に、ご案内して参りたい。

2017. 3. 16北日本新聞記事

**内科2 整形外科1
市民病院の医師減**

射水市民病院の新年度の医師数が内科で2減、整形外科で1減となる。夏野元志市長は14日の市議会民生病院委員会で「富山大との連携を強め、情報のアンテナを張り、アプローチを強めて医師確保に努めていく」と述べた。

澤村理、横堀大輔、伊勢司の各氏が、影響や対策について質問。内科は麻野井英次院長を含む3人が退職、採用は1人にとまり7人体制となるため、午後の初診を取りやめる。整形外科は1人が退職、補充はなく2人体制となる。

大規模改修・改築を行う小杉社会福祉会館について、四柳允氏が市商工会が入居することになった経緯を質問。福祉会館の駐車場が不足するため、隣接する市有地に建つ商工会館を取り壊して駐車スペースに充てるもので、岡部宗光福祉保健部長は「貸し館として代替の対応となる」と答えた。同商工会は支所を本所に統合し、将来的には独立した拠点を構える意向を持つことも説明した。市社会福祉協議会が大島社会福祉センターから同福祉会館に移転後、同協議会が同センターを本市に譲渡し有効活用することも検討されているとした。

予算特別委員会

【問1】射水市の最近の有効求人倍率の推移は？

【答】射水市の有効求人倍率については、常用雇用と臨時雇用の合計値により算出されたものが、高岡公共職業安定所から公表されているが、2014年度の平均値が1.34倍、2015年度の平均値が1.60倍となっており、2016年度に入り、4月の1.58倍を最小値として増減し、直近の2017年1月には2.07倍まで上昇している。(2016年4月から2017年1月の射水市の有効求人倍率の平均値は1.75倍、2017年1月における高岡所管内平均は1.85倍、富山県内平均は1.71倍、全国平均は1.43倍)。この上昇傾向の要因は、高岡公共職業安定所に確認したところ、①年度末前に転職を要因とした退職者が増えるため、その補充に事業所の求人が年末から増加、②

景気が良い現段階で人材を確保しようとする事業所の動きが顕著であるとのことである。

【問2】射水市は有効求人倍率が2.0倍を越えており、社会全体的にも人手不足となっている状況だが、市の臨時職員の充足率の推移は？ また、一部の職種では、今年度に支出を予定していた人件費が大幅に余るなど、人材の確保が困難な局面を迎えているが、打開策は？

【答】本市の臨時職員については、一般事務をはじめ、保育士、調理員、看護師など様々な職種の方々に勤務していただいている。議員ご質問の充足率については、昨年4月及び10月時点において、各職種いずれにおいても、充足していたと認識している。また、来月4月に向けても充足されるものと見込んでいる。

現行では人材が概ね確保されているとはいえ、今後の対応については、他自治体の臨時職員の賃金状況に注視しつつも、一方で民間における人材確保の妨げにならないよう配慮しながら、賃金や勤務条件の改善などに努め、人材の確保に取り組んでいく必要があるものと考えている。

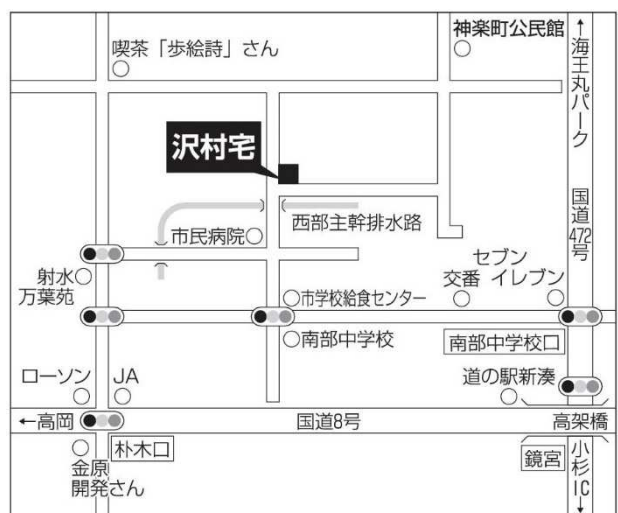
【問3】市からの委託業務を受託している業者も人材確保に苦労していると考えられる。県内の自治体病院では、給食業務において業者が事業から撤退したり、契約金額が折り合わないなどで、直営に戻している病院が散見される状況だが、本市の学校及び病院給食調理業務の委託料は変動があるのか？

【答】「学校給食」において来年度から委託料が変動するのは、2017年度から2019年度の3カ年間契約である学校給食センターと大島小学校であり、学校給食センターが1億6,848万円、大島小学校は4,282万

2千円の予定である。前回との比較は、学校給食センターが3.6%増、大島小学校においては5.2%増となる。増額の理由としては、調理員の労務単価や社会保険料などの法定福利費等が増えたことが要因である。

「病院給食業務」については、2014年度から3年契約で民間の専門事業者へ委託しており、2016年度で委託期間が満了となることから、現在2017年度からの契約手続きを進めているところである。委託料については、現在、委託する事業者と仕様書などの最終調整を行っているところであるが、年額で約960万円程度（約22%）増加する見込みである。増加の主な要因については、調理員などの労務単価の上昇による増加（約320万円、約8%）と、入院患者からの要望により寝たままでも食べられるよう、おかずを串ざしにした串ざし食の提供などの新たなサービスを実施することに伴う人員増などによる増加（約640万円）である。

ご意見をお聞かせください！



沢村おさむの自宅：〒934-0054 射水市神楽町55
(市民病院のすぐ近くです。)
TEL 0766-84-0655 / FAX 0766-84-0695
E-Mail : o_sawamura@po9.canet.ne.jp

沢村おさむへのご意見・ご要望・激励をお待ちしています。



インターネットで一般質問&予算特別委員会の録画が見れます！